

三条市権利擁護のための地域連携ネットワーク協議会設置要綱

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第5条及び同法第14条第1項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画に基づき、成年後見制度に関する施策の推進及び関係機関の連携を図るため、三条市権利擁護のための地域連携ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 成年後見制度の利用促進に関すること。
- (2) 権利擁護支援のための地域連携体制の構築に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 弁護士、司法書士又は社会福祉士
- (2) 医療介護事業の関係者
- (3) 社会福祉事業の関係者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長等)

第5条 協議会に会長を1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見等の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部地域包括ケア推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。